

岩手県告示第 912 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 9 月 15 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
洪民中央病院	盛岡市玉山区洪民字大前田 53 番地 2	平成 18 年 7 月 31 日
有限会社ミドリ薬局日詰店	紫波郡紫波町北日詰字八反田 78 番地 1	平成 18 年 8 月 6 日
高橋内科小児科医院	紫波郡矢巾町又兵エ新田第 7 地割 196 番地 2	平成 18 年 8 月 31 日